

集団規定	法第 53 条第 3 項第二号	作成（改訂）日
	建蔽率	令和 4 年 3 月 1 日

角地緩和の取扱い

角地緩和については、練規則により下記のとおり定める。

（建蔽率の緩和）

第 2 1 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により区長が指定する敷地は、その周辺の 3 分の 1 以上が道路または公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、つぎに掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2つの道路（法第 42 条第 2 項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）が隅角 120 度未満で交わる角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ 8 メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が 35 メートルを超えないもの
- (3) 公園等に接する敷地またはその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前 2 号に掲げる敷地に準ずるもの

（平 30 規則 15・一部改正）

（一部抜粋）

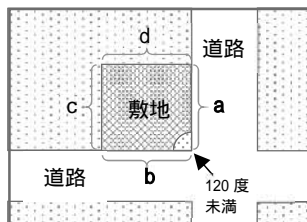
共通事項

- 1 a、b が道路、公園等に接する長さは、それぞれ 2 m 以上必要
- 2 (a+b) の接道長さが、(a+b+c+d) の 3 分の 1 以上必要

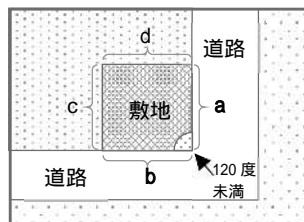
（その他注意事項）

- ・隅切りが有る場合、共通事項 1 については $a + A$ 、 $b + B$ がそれぞれ 2 m 以上接し、かつ、 a および b は 1 m 以上であること。また、共通事項 2 の接道長さについては、 $(a + b + \text{隅切り長さ } L)$ で検討すること。
- ・風致地区や地区計画等の制限を確認すること。
- ・通路については、練馬区建築基準法取扱い「空地・水路などの取扱い」を参照。

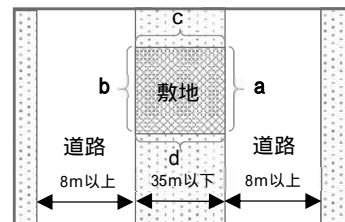
(1) の例



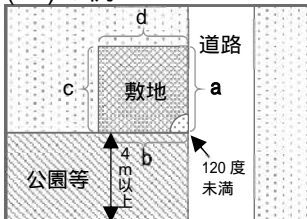
(1) の例



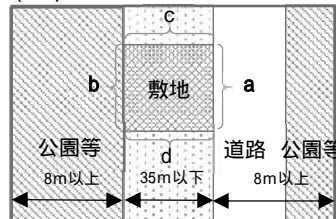
(2) の例



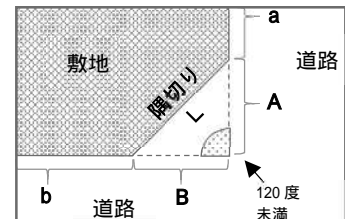
(3) の例



(3) の例



隅切りが有る場合の隅角



参考文献など

練馬区建築基準法施行規則